



平成 30 年 11 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社ディー・エル・イー
代 表 者 名 代表取締役 椎木 隆太
(コード番号：3686 東証第一部)
問 合 せ 先 執行役員 高倉 喜仁
(TEL. 03-3221-3980)

第 17 期定時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 9 月 14 日に公表いたしました「第三者委員会の設置及び第 17 期定時株主総会の延期のお知らせ」（以下、「当該リリース」）にてお知らせいたしましたとおり、第 17 期定時株主総会の延期を決定しておりますが、当該株主総会招集のための基準日等について、本日開催の取締役会において以下のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

株主・投資家をはじめ、関係者の皆様には、ご迷惑とご心配をお掛けいたしますことを、深くお詫び申し上げます。

記

1. 第 17 期定時株主総会に係る基準日等について

当社は、第 17 期定時株主総会において権利を行使することができる株主を確定するため、平成 30 年 12 月 12 日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権の行使の対象となる株主とすることを決議し、以下のとおり、当該基準日に関する公告を実施することといたします。

- (1) 基準日 平成 30 年 12 月 12 日（水曜日）
- (2) 公告日 平成 30 年 11 月 27 日（火曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<https://www.dle.jp/jp/ir/publicnotice.html>

2. 第 17 期定時株主総会の開催日等について

開催予定日、開催場所及び付議議案等につきましては、決定次第お知らせいたします。

3. 第17期定時株主総会招集等のための基準日変更の理由

当社は、当該リリースにおいて公表いたしましたとおり、過去の財務諸表又は連結財務諸表に会計上の懸念があることについて、平成30年9月3日に外部から指摘を受け、本件及び類似的な案件の有無の検証に関する調査に当たり、過去5期分（平成25年6月期から平成29年6月期）及び平成30年6月期の売上計上及び事業構造改善引当金の妥当性等について、外部の専門家による第三者委員会を設置しました。第三者委員会による調査の実施、第三者委員会の調査結果に基づいた本件の影響額を確定するための当社における作業に相応の時間が必要であり、かつ、これらの結果を踏まえて過年度の決算の訂正作業を行う必要があること及び有限責任あずさ監査法人による追加的な監査手続についても相当な時間が必要であることから、平成30年9月20日に予定しておりました第17期定時株主総会の延期を決定しておりました。

第17期定時株主総会の新たな開催日の調整を続けておりますが、本日において、当初基準日（平成30年6月30日）は、すでにその有効期間を徒過しておりますので、追加的な監査手続等が終了次第速やかに当該定時株主総会を開催できるよう、第17期定時株主総会の招集のための新たな基準日を設定させていただくことといたしました。

新たな基準日の有効期間は平成31年3月11日までとなります。

4. 今後の見通し

第17期定時株主総会の日程等につきましては、上記2.に記載のとおり、決定次第速やかにお知らせいたします。

以 上